

報告第1号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例急決専決処分報告について

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の給料月額を改めるため、条例の一部を改正する必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月29日管理者において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和5年7月12日提出

大阪広域環境施設組合管理者 横山英幸

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1 行政職給料表 [表 略] 備考 [(1)・(2) 略] (3) この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、次の表に掲げる額とする。 [表 別紙2 挿入]	別表第1 行政職給料表 [表 同左] 備考 [(1)・(2) 同左] (3) [同左] [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

[別表第1備考第3号の表 別紙1]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
基準給料月額	[同左]	[同左]	235,600円	252,700円	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第1備考第3号の表 別紙2]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
基準給料月額	[略]	[略]	245,200円	265,600円	[略]	[略]	[略]	[略]

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略